別表１の11㈢の表中

法人税額の特別控除額
(別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「42」＋別表六の二(十九)「19」)

を

法人税額の特別控除額
(別表六の二(三)「24」＋別表六の二(四)「13」＋別表六の二(五)「21」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「52」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「38」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「22」＋別表六の二(十九)「42」＋別表六の二(二十)「19」)

に改め、同表の記載振源第四号(1)中「第68条の11第５項」を「第68条の11第12項」に改め、「工業用機械等に係る法人税額)」の次に「、第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額)」を加え、同号(2)中「別表六(二十四)「31」」を「別表六(二十五)「31」」に改める。

別表１の11㈢の表中

法人税額の特別控除額
(別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「42」＋別表六の二(十九)「19」)

を

法人税額の特別控除額
(別表六の二(三)「24」＋別表六の二(四)「13」＋別表六の二(五)「21」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「52」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「38」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「22」＋別表六の二(十九)「42」＋別表六の二(二十)「19」)

に改め、同表の記載振源第四号(1)中「第68条の11第５項」を「第68条の11第12項」に改め、「工業用機械等に係る法人税額)」の次に「、第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額)」を加え、同号(2)中「別表六(二十四)「31」」を「別表六(二十五)「31」」に改める。

別表三(一)の表中

中小企業者以外の法人	((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「42」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十九)「22」－別表六(二十一)「24」－別表六(二十二)「12」)
大法人による完全支配関係がある中小企業者	((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「42」)－別表六(七)「16」－別表六(八)「19」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十七)「15」－別表六(十八)「16」－別表六(十九)「22」－別表六(二十)「13」－別表六(二十一)「24」－別表六(二十二)「12」)

を

中小企業者以外の法人	((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「42」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「30」－別表六(十三)「24」－別表六(十四)「22」－別表六(十九)「22」－別表六(二十二)「24」－別表六(二十三)「12」)
大法人による完全支配関係がある中小企業者	((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「42」)－別表六(七)「13」－別表六(八)「22」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「30」－別表六(十三)「24」－別表六(十四)「22」－別表六(十七)「15」－別表六(十八)「16」－別表六(十九)「22」－別表六(二十)「13」－別表六(二十一)「21」－別表六(二十二)「24」－別表六(二十三)「12」)

に、

沖縄の認定法人の所得の特別控除額
(別表十(一)「９」又は「12」)

を

沖縄の認定法人の所得の特別控除額
(別表十(一)「９」、「12」又は「16」)

に改め、同表の記載振源第11号中「当該事業年度が平成25年４月１日以後に開始する事業年度である場合には、」を削り、同第五号中「以下この号において同じ。)」の次に「、第42条の10第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同号(2)中「部分の金額を」の次に「、同法第42条の10第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を」を加える。